

d カード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4363」、「5344」又は「5365」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約））

[改正]	[現行]
本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第 1 部 一般条項 第 1 章～第 2 章（略） 〈第 3 章 d カードサービスに関する管理等〉 第 1 5 条～第 2 5 条（略） 第 2 6 条（不正利用への対応等） 1～5（略） 6 会員は、当社が必要であると判断したときに、第三者による d カードサービスの不正利用が行われている可能性がある、若しくは行われた可能性があること等（以下「不正利用に関する情報」といいます）<u>及びその対象となる利用情報等</u>について、加盟店（本項において、加盟店が d カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する必要があることについてあらかじめご承諾いただきます。この場合、加盟店から会員に対し、不正利用に関する情報を通知し、当社へ問い合わせをするよう案内することがあります。 第 2 7 条（略） 第 4 章～第 6 章 雑則〉（略） 第 2 部 ショッピングサービス（略）	本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第 1 部 一般条項 第 1 章～第 2 章（略） 〈第 3 章 d カードサービスに関する管理等〉 第 1 5 条～第 2 5 条（略） 第 2 6 条（不正利用への対応等） 1～5（略） 6 会員は、当社が必要であると判断したときに、第三者による d カードサービスの不正利用が行われている可能性がある、若しくは行われた可能性があること（以下「不正利用に関する情報」といいます）について、加盟店（本項において、加盟店が d カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する必要があることについてあらかじめご承諾いただきます。この場合、加盟店から会員に対し、不正利用に関する情報を通知し、当社へ問い合わせをするよう案内することがあります。 第 2 7 条（略） 第 4 章～第 6 章 雑則〉（略） 第 2 部 ショッピングサービス（略）

第3部 キャッシングサービス（略） 【別紙】（略）	第3部 キャッシングサービス（略） 【別紙】（略）
----------------------------------	----------------------------------